平成 29 年度大磯町任期付職員採用試験案内

この試験で募集する「育児休業代替任期付職員」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第６条の規定により、育児休業職員の業務を処理するため採用される任用期間に定めのある職員のことです。

１　募集内容

（1）　職種、採用予定人数、主な業務内容、勤務形態

職　種	育児休業代替任期付職員（事務職）
採用予定人数	各職種若干名
主な業務内容	一般行政事務
勤務形態	勤務時間：週 38 時間 45 分勤務 （※土、日、祝日の出勤や時間外勤務等も有） 勤務場所：本庁舎又は町内の公共施設

※勤務形態は、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、変更する場合があります。

（2）　任用期間

平成 29 年５月１日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて採用されます。
任期は、職員の育児休業期間に応じて設定されます。

（3）　受験資格

次の１から３のすべての要件を満たす人

１　業務の状況等に応じた土・日・祝日の出勤や時間外勤務が可能な人
２　パソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
３　職務遂行が可能な人

※ただし、次のア～エのいずれか（地方公務員法第 16 条（欠格条項）に定める項目）に該当する人は受験できません。

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
ウ　大磯町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

２　試験方法等

（1）一次選考試験

①試験方法　：　小論文試験

②内　　容　：　申込時に提出された小論文（別紙「小論文課題原稿用紙」を使用して、800 字以上 1,200 字以内で論述してください。）の内容に基づき、職務遂行能力、適正、意欲、姿勢等について審査します。

小論文テーマ
大磯町職員として、チャレンジしたいことを述べてください。

③結果発表　：　平成 29 年４月下旬予定
※合否については、応募者全員に文書で通知します。

（2）二次選考試験（一次選考試験合格者に対して実施します。）

①試験方法　：　個人面接

②内　　容　：　職務遂行能力、適正、意欲・姿勢、公務員としての素養等について個人面接により審査します。

試験実施日時	平成 29 年４月下旬に実施予定 （詳細は、一次選考試験合格者に通知します。）
試験会場	大磯町役場本庁舎

③結果発表　：　平成 29 年４月下旬予定

※合否については、二次選考試験受験者全員に文書で通知します。

※電話による合否の問い合わせは、お断りします。

※受験者数が採用予定人数以下であっても、試験の成績によっては合格としないことがあります。

※受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項及び面接時における発言等に虚偽があること、公務員として不適切なことなどが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

３　申込手続き受付日時及び申込方法

提出書類	①採用試験申込書　１通 　申込日前３か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向きのもの・縦 4cm×横 3cm）を貼付　※写真の裏面には、氏名を記入すること。 ②小論文（一次選考試験として） 　別紙「小論文課題原稿用紙」により、800 字以上 1,200 字以内で論述すること。
申込方法	「採用試験申込書」に必要事項を記入し、他の必要書類とともに、必ず本人が受付場所に持参してください。郵送又は代理では受け付けません。 　提出書類に不備がある場合には返送することがありますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので御注意ください。
受付期間	平成 29 年４月５日（水）～平成 29 年４月 14 日（金）【土・日は除く】
受付時間	午前８時 30 分～正午、午後１時 00 分～午後５時 15 分
受付場所	大磯町役場本庁舎３階　総務課窓口

４　採用

（1）採用、原則として平成 29 年５月１日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて採用されます。

（2）採用後、６か月間は、すべて条件附採用となります。その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

５　勤務条件等　（関係条例等の改正が行われた場合は、変更する場合があります。）

（1）初任給（平成 29 年４月１日現在）

職種	給料月額（地域手当を含む。）
育児休業代替任期付職員（事務職）	大学卒　190,694 円
	短大卒　172,992 円
	高校卒　156,032 円

※　このほかに、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

（2）その他：大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則によります。

【勤務時間】原則として午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

【出 勤 日】原則として月曜日から金曜日までですが、業務の状況等に応じ、土曜日、日曜日及び祝日に出勤となることもあります。

【休 暇 等】正規の職員の例によります。

６　その他

（1）申込受付後は、採用試験申込書等の書類は一切お返ししません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、職員採用試験以外の目的には一切使用いたしません。
（2）試験会場への、自家用車での来場は御遠慮ください。
（3）申込書等は、大磯町のホームページからもダウンロードできます。

７　任期付職員のＱ＆Ａ

Ｑ　任期付職員として勤務した後に正規の職員に採用されることはありますか。
Ａ　推薦により正規の職員として採用される制度はありません。正規の職員となるには「職員採用試験」を受験していただきます。ただし、任期付職員として勤務しながら、職員採用試験を受験することは可能です。
Ｑ　社会保険制度の加入はどうなりますか。
Ａ　育児休業代替職員については、正規の職員と同様の制度（神奈川県市町村職員共済組合）に加入していただきます。
Ｑ　勤務時間や休暇等はどうなりますか。
Ａ　育児休業代替職員の場合は、正規の職員と同様の扱いとなります。勤務時間は 1 日７時間 45 分、1 週間 38 時間 45 分の範囲となります。任期付短時間勤務職員の場合は、週 31 時間勤務となるよう配属先により決定となります。また、時間外勤務や休日勤務をお願いする場合もあります。なお、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、勤務時間数等を変更する場合もあります。

８　試験に関する問合せ先

大磯町役場 政策総務部 総務課総務法制係
住　所　〒255-8555 大磯町東小磯 183 番地
電　話　0463-61-4100（代表）内線 210